

別表 1

整理 番号	手当の名称	支給対象者	支給方法及び支給額 (単位:円)				
			月額	日額	回数	件数	その他
1	税・国保事務従事手当	税関係の事務又は国民健康保険料の賦課徴収業務に常時従事する職員	3,000				
2	税・国保賦課調査等外勤手当	外勤により税又は国民健康保険料の賦課調査、督励等に従事する職員		150			
3	差押業務手当	外勤により差押業務に従事する職員		250			
4	清掃作業・指導業務手当	清掃作業及びゴミの検査を伴う指導業務に従事した職員(清掃作業に常時従事する職員を除く。)		200			
5	社会福祉現業面接手当	社会福祉現業面接業務に従事する職員	4,500				
6	遭難救助、死体搜索等従事手当	遭難救助、死体搜索又は行旅死病人の収容、護送のため庁外業務に従事する職員				行旅死亡人収容 2,000 行路病人護送 1,000	
7	保健師手当	保健師の業務に従事する職員	3,000				
8	総合保健センター看護師手当	総合保健センターにおいて看護師及び准看護師の業務に従事する職員	3,000				
9	保育士手当	保育士の業務に従事する職員	3,000				
10	肢体不自由児、言語障害児訓練業務手当	肢体不自由児又は言語障害児の訓練業務に従事する職員	3,000				

11	土地取得交渉業務手当	外勤により事業に必要な土地の取得のために行う交渉業務で所属長が困難であると認めるものに従事する職員		250			
12	消防勤務手当	消防に勤務する職員	日勤1,500 隔勤2,000				
13	消防災害出勤手当	災害出勤業務に従事する消防職員			300		
14	消防深夜勤務手当	交替勤務により深夜勤務に従事する消防職員			勤務 5h～ 450 2～5 300 ～2 240		
15	東京都内勤務手当	東京都内に勤務する職員					市長が定める
16	派遣、研修手当	国の機関、他の地方公共団体又は公共的団体に派遣（研修）する職員					市長が定める
17	野犬掃討等従事手当	野犬掃討又は畜犬取締りに従事する職員		450			
18	高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所において作業に従事する職員		300			
19	清掃作業手当	清掃作業（運転含む）及びゴミの検査を伴う指導業務に常時従事する職員	4,000				
20	槽内作業手当	汚水投入施設において仮受け槽又は貯留槽の槽内作業に従事する職員		1,000			

21	特殊車両運転手当	トラクター、バキュームカー、ダンブカー、ペーイローダー等の運転に従事する職員		130			
22	公用車運転手当	公用車の運転に従事する職員（運転を本務とする職員及び他の運転業務手当を支給されている職員を除く。50km/日以上）		200			
23	ひめます監視手当	船舶によりひめますの監視及び調査業務等に従事する職員		400			
24	牧野等勤務手当	牧野又は育成畜舎に勤務する職員	3,000				
25	使用料等督励、収納手当	外勤により使用料、手数料等の督励、収納事務に従事する職員		2h/日以上 100円			
26	医師手当	医療に従事する医師たる職員	月額 院長、副院長 82,000 医局長、診療部長 74,000 医長 63,000 医師 40,000 定率(給料月額8%相当)				
27	医師院外業務手当	被生活保護者の医療判定業務、特殊保険請求診断書作成業務又はその他嘱託として院外の業務に従事する医師たる職員					予算の範囲内
28	救急当番勤務手当	救急急病当番日に勤務する職員（医師たる職員、待機を命ぜられた職員及び2次当番日に勤務する職員を除く。）		1勤務 2,300円 半日勤務 1,150円			
29	水治療法業務手当	水治療法業務に従事する職員		理学療法士 210円 上記以外 140円			
30	手術従事看護師手当	手術に従事する看護師たる職員		100円 4時間以下 60円			
31	助産取扱い手当	助産の取扱いに従事する助産師たる職員				1,000	

32	結核患者等看護手当	常時結核患者又は精神病患者に直接に接する業務に従事する職員		70			
33	入院患者看護手当	入院患者の看護に従事する助産師、看護師及び准看護師たる職員			日勤 90 深夜 4h ~ 3,300 2 ~ 4h 2,900 ~ 2h 2,000		
34	肢体機能回復訓練指導手当	在宅寝たきり患者の肢体機能回復訓練指導に従事する理学療法士たる職員					予算の範囲内
35	総合保健センター臨床検査、理学療法手当	総合保健センターにおいて臨床検査業務及び理学療法業務に従事する臨床検査技師及び理学療法士たる職員					予算の範囲内
36	病院勤務手当	市立総合病院に勤務する職員（医師、助産師、看護師及び准看護師たる職員並びに調整額受給者を除く。）	3,000				
37	看護師等手当	市立総合病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師たる職員	1,500				
38	救急急病当番待機手当（医師）	救急急病当番医院のため病院長から時間外に待機を命ぜられた医師たる職員			5,000		
39	救急急病当番待機手当（医師以外）	救急急病当番医院のため病院長から時間外に待機を命ぜられた医師を除く職員			回数 17:00 ~ 8:30 750円 21:00 ~ 8:30 540円 0:30 ~ 17:00 750円 8:30 ~ 17:00 1500円		
40	医師調査研究手当	市立総合病院及び支笏湖診療所に勤務する医師たる職員	100,000				
41	浄化センター勤務手当	浄化センターに勤務する職員（化学分析業務に従事する職員を除く。）	3,500				
42	浄化センター化学分析業務手当	浄化センターに勤務し、水質、大気、悪臭等の化学分析業務に従事する職員	4,000				

43	浄化センター汚泥槽内作業手当	浄化センターにおいて汚泥槽内作業に従事する職員		500			
44	停水業務手当	外勤により停水業務に従事する職員		250			
45	水質検査業務手当	浄水場において水質検査業務に従事する職員		200			
46	特殊車両運転手当	トラクター、バキュームカー、ダンプカー、ペイローダー等の運転に従事する職員		130			
47	現金収納手当	使用料、手数料、負担金、保険料等の現金収納事務に常時従事する職員	1,200				
48	使用料等督励、収納手当	外勤により使用料、手数料、下水道受益者負担金等の督励、収納事務に従事する職員		100			
49	配水管等事故処理作業手当	勤務時間外において配水管等における事故処理対応のため登庁し、その作業に2時間以上従事した職員		300			
50	高所作業手当	足場の不安定な10m以上の高所における作業に従事する職員		300			
51	配水管切替作業手当	深夜2時間以上に及んで配水管の切替作業に従事する職員		300			
52	共用車運転手当	公用車の運転に従事する職員（運転を本務とする職員及び他の運転業務手当を支給されている職員を除く。50km/日以上）		200			